



平成27年9月30日



## 庄内町議会

議長 富 横 透 殿

庄内町議会議員政治倫理審査会

委員長 吉 宮 茂

## 庄内町議会議員政治倫理審査会審査結果報告書

○ 本審査会に付託された事件について、次の通り決定したので庄内町議会議員政治倫理条例第7条第6項の規定により報告します。

### 記

1 審査請求の対象議員 工藤範子議員

2 事 案 の 内 容 平成27年第3回庄内町議会定例会における一般質問

3 審 査 請 求 の 理 由 庄内町議会議員政治倫理条例に違反しないか

4 審 査 結 果 別紙審査会審査結果報告書のとおり

## 庄内町議会議員政治倫理審査会審査結果報告書

### 1 庄内町議会議員政治倫理審査会の設置

平成 27 年 9 月 4 日付けで石川保議員、小林清悟議員、齋藤秀紀議員の 3 名（以下「請求議員」という）より、工藤範子議員（以下「被請求議員」という）に対し、庄内町議会議員政治倫理条例（以下「倫理条例」という）第 5 条第 1 項の規定に基づく審査請求が議長に提出された。

議長は倫理条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、同日、議会運営委員会に諮り庄内町議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という）を設置した。同委員会において、倫理条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、委員の選任についてを諮り、5 名の委員が選任された。

### 2 審査の経過

本審査会は、審査に付託された事件が倫理条例第 3 条第 1 項第 1 号に規定されている「議員の品位若しくは名誉を損なう行為又は議会に対する町民の信頼を損なう行為をしないこと」について、政治倫理基準に抵触する行為があったか否かについて、公平かつ慎重に審査を行った。

#### (1) 第 1 回審査会

平成 27 年 9 月 8 日に開催し、本審査会の正副委員長を互選した後、今後の進め方、審査会の開催日程についての確認を以下のとおり行った。

##### ア 委員長、副委員長、委員の氏名

委 員 長	吉 宮 茂
副 委 員 長	押 切 のり子
委 員	村 上 順 一
委 員	齋 藤 健 一
委 員	小 野 一 晴

##### イ 確認事項

- (ア) 公開で行う。
- (イ) 審査期限の目途は 9 月末までとする。
- (ウ) 当面の審査会の日程

9 月 15 日、16 日、17 日の間で開催する。

・町当局からの聴き取りを行う。

#### (2) 第 2 回審査会

平成 27 年 9 月 15 日午前 9 時 30 分から、町当局より「酒田地区広域行政組合消防署立川分署の機械設備工事の指名競争入札手続が適正とする根拠」についての説明を頂き、審査会委員による質疑を行った。

引き続き午前 10 時 30 分から、被請求議員より「庄内町議会議員政治倫理条例第 5 条の規定に基づく審査請求の件」についての説明を頂き、審査会委員による質疑を行った。

次回の日程は 9 月 18 日に開催する。

傍聴者 山形新聞社 鈴木大和記者、請求議員 石川保議員

### (3) 第 3 回審査会

平成 27 年 9 月 18 日に開催し、請求議員 3 名から 9 月 4 日付けで議長に提出した審査請求理由について、詳細に説明を受けた。(9 月 15 日付けで請求議員 3 名からの審査会における意見陳述の要請があり、これを受理している。)

本審査会では、付託された事件について論点を整理するため、請求議員、被請求議員及び町当局から聴取した事実確認を基に、下記のことについて慎重に議論を行った。

ア 地方自治法第 98 条に基づく議会の検査権、調査権等がある中で、事実確認をしない今まで各マスコミに情報提供した件について。

イ 町当局が被請求議員に各マスコミに情報提供した資料の開示を求めたところ、実際とは違うものを示した件について。

ウ 情報提供した文書の日付及び入札金額に誤りがあったが、各マスコミに対し事件訂正を行っていない件について。

この審査結果を踏まえ、倫理基準の規定違反の存否については、審査会委員全員が倫理条例第 3 条第 1 項第 1 号の規定に抵触しているとの判断をした。

なお、次回は会議録と照らし合わせながら正式に決定することとした。

次回の日程は 9 月 30 日に開催をする。

傍聴者 山形新聞社 鈴木大和記者、請求議員 石川保議員、斎藤秀紀議員

### (4) 第 4 回審査会

平成 27 年 9 月 30 日に開催し、本付託事件に対する審査結果報告書の内容を確認し、倫理条例第 7 条第 6 項の規定に基づき議長に報告することを決定した。

傍聴者 山形新聞社 斎藤健太記者、佐藤一彦（館）、鈴木勝寅（和光町）

## 3 審査結果

本審査会は、付託された事件について慎重に審査した結果、次の結論を得た。

- (1) 平成 27 年 6 月 5 日に執行された「酒田地区広域行政組合消防署立川分署改築工事の機械設備工事」の指名競争入札の情報を各マスコミに情報提供した件について  
議会、議員に付与されている一般質問、調査権、検査権を行使して事実を明確にする機会があったにもかかわらず、事実確認をしない今まで私見を交えた内容を文書で情報提供した。

「・・・結論を押し付けた」「町長は予定価格を改ざんして 1 回目で落札したことにしたと推察される」など、十分に事実確認をしない段階で町当局に不正があつ

たと疑惑を招く表現があつた。

また、文書の日付と最低入札額の金額に誤りがあつたが、当審査会で被請求議員に聴取した時点で、未だ各マスコミへの内容の訂正は行っていない。

(2) 町当局が被請求議員に対し、各マスコミへ情報提供した資料の開示を求めたところ、事実と違うものを示した件について

一議員の行為とはいえ、議会全体に対する町当局の不信感を増幅し、信頼を損なうものである。

以上のことから、庄内町議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号の規定に抵触すると、審査委員全員が一致した。